

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十三号	平成二十六年七月十四日	月曜日
---------	-------------	-----

目次

条例

- 山梨県民生委員定数条例 :二
- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 :三
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 :三
- 山梨県特別会計設置条例等の一部を改正する条例 :四
- 山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例 :四
- 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 :四
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例 :五
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 :六
- 山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例 :六
- 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例を廃止する条例 :六

条例のあらまし

○ 山梨県民生委員定数条例 (条例第五十八号) (福祉保健総務課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による民生委員法の一部改正に鑑み、次により民生委員の定数を定めることとした。

- (一) 弾力的な定数の設定とするもの 十一市町村
(二) 厚生労働大臣の定める基準の範囲の数とするもの 十六市町村

○ 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五十九号) (行政改革推進課)

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、附属機関として既に設置されている「山梨県子ども・子育て会議」を、幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る調査審議に関する事務を担任するための合議制の機関として位置付けることとした。

- 2 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- (一) 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例関係
- (1) 特定水域における船舶の航行に関する届出の受理等の事務を山中湖村及び富士河口湖町に移譲する。
(2) 条例に基づく事務を処理する市町村から、身延町を削除する。

○ 山梨県重度心身障害者医療費貸与規則関係

- 重度心身障害者が診療等を受けるために必要な資金の貸与申請の受理の事務を全市町村に移譲する。

○ 山梨県重度心身障害者医療費貸与規則関係

- この条例は、平成二十六年八月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、同年九月十一日から施行することとした。

○ 山梨県特別会計設置条例等の一部を改正する条例 (条例第六十一号) (財政課)

- 1 母子及び寡婦福祉法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
(一) 特別会計の名称を「母子寡婦福祉資金特別会計」から「母子父子寡婦福祉資金特別会計」に改める。

○ 山梨県母子寡婦福祉資金の運用管理 (条例第六十二号) (衛生薬務課)

- 2 この条例は、平成二十六年十月一日から施行することとした。

○ 山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例 (条例第六十二号) (衛生薬務課)

- 1 水質基準に関する省令の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 一般飲料水試験の検査項目に亜硝酸態窒素を追加する。
(二) 浄水試験及び一般飲料水試験に係る手数料の額を次のように改定する。

- (1) 净水試験のうち「全項目」に係るもの
二三三、五二〇円 → 二三一、五六〇円
(2) 一般飲料水試験のうち「理化学的試験」に係るもの
七、二四〇円 → 七、二七〇円

○ 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第六十二号) (警察本部運転免許課)

- 2 この条例は、平成二十六年八月一日から施行することとした。

1 道路交通法の一部改正に伴い、免許の取消しを受けた者で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもののうち一定の検査及び講習を受けたものに係る運転免許試験手数料の額を定めることとし、その額は、千九百円とするとした。

2 この条例は、平成二十六年八月一日から施行することとした。

○ **山梨県県税条例の一部を改正する条例**（条例第六十四号）（税務課）

1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 法人県民税法人税割の税率を次のとおり引き下げる。

(1) 本則税率 五・〇パーセント → 三・二パーセント

(2) 超過税率 五・八パーセント → 四・〇パーセント

(二) 地方法人特別税の税率の引下げに伴い、引下げ相当分について法人事業税の税率を引き下げる。

(三) 外国法人に対する課税原則の改正に伴い、外国法人における事業所の定義を改正する。

(四) 所得税の最高税率の引上げに伴い、寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる特例控除割合を、課税所得四千万円超の場合は百分の四十五（現行、百分の五十）とする。

2 この条例は、平成二十六年十月一日から施行することとした。ただし、1(四)については平成二十八年一月一日から、1(三)については同年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第六十五号）

（企業局総務課）

1 電気事業に附帯する事業を新たに実施するため、企業の規模等を定める別表第一に小規模水力発電事業を加えることとした。

2 この条例は、平成二十六年九月一日から施行することとした。

○ **山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例**（条例第六十六号）（教育厅新しい学校づくり推進室）

1 山梨県立高等学校桃花台学園を笛吹市に設置することとした。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例を廃止する条例**（条例第六十七号）（教育厅スポーツ健康課）

1 県立本栖湖青少年スポーツセンターの富士河口湖町への譲渡に伴い、県立本栖湖青少年スポーツセンターを廃止することとした。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

山梨県民生委員定数条例をここに公布する。
平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十八号

山梨県民生委員定数条例

民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項に規定する条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄のとおりとする。

甲府市	四四七人
富士吉田市	一〇三人
都留市	八二人
山梨市	一二九人
大月市	一一九人
韮崎市	一一一人
南アルプス市	一七六人
北杜市	一八七人
甲斐市	一五九人
笛吹市	二〇五人
上野原市	一〇一人

甲州市	一二七人
中央市	七五人
市川二郷町	七五人
早川町	二五人
身延町	一〇二人
南部町	四六人
富士川町	六四人
昭和町	四一人
道志村	一五人
西桂町	一二人
忍野村	一九人
山中湖村	一三人
鳴沢村	七人
富士河口湖町	六六人
丹波山村	九人
小菅村	一〇人

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年七月十四日

山梨県条例第五十九号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の審議会その他の合議制の機関は、前条第一項の山梨県子ども・子育て会議とする。この場合において、その担任する事務は、同条第三項の規定にかかわらず、同法第二十五条に規定する事項の調査審議に関する事務とする。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六十号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十五の四の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「次項」を「十五の五の項」に改める。

第二条の表十五の五の項中「の規定」を「（第三十二条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。
第二条の表「十八の二」の項中「昭和六十三年条例第二十八号」を「昭和六十三年山梨県条例第二十八号」に改め、同項へ中「第十二条」を「第十二条第一項及び規則」に改め、同項リ中「チ」を「タ」に改め、同項中リをレとし、チをタとし、トの次に次のように加える。
一チ 条例第十三条の二第一項及び規則の規定による届出の受理

リ 条例第十三条の三第一項及び規則の規定による届出済証の交付

ヌ 条例第十二条の三第三項及び規則の規定による届出済証の再交付

ル 条例第十三条の四及び規則の規定による確認

ヲ 条例第十三条の六第一項及び規則の規定による確認済証の交付

ワ 条例第十三条の六第三項及び規則の規定による確認済証の再交付

カ 条例第十三条の七第一項及び規則の規定による届出の受理

ヨ 条例第十三条の八の規定による確認の取消し

第一条の表二十八の二の項中「身延町 山中湖村」を「山中湖村」に改める。

第二条の表二十九の項中「早川町 南部町」を「南部町」に、「鳴沢村 小菅村」を

「鳴沢村」に改める。

第二条の表に次のように加える。

三十三 障害者の診療等に係る費用の支払に充てるための資金の貸与に関する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

各市町村

附 則

この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、第二条の表に三十三の項を加える改正規定は同年九月十一日から、同表十五の四の項及び十五の五の項の改正規定は同年十月一日から施行する。

山梨県条例第六十一号

山梨県特別会計設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六十二号

山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例
山梨県衛生環境研究所手数料条例（昭和二十九年山梨県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表飲料水試験の項中「二三三、五二〇円」を「二三二、五六〇円」に、「七、一二四〇円」を「七、一七〇円」に、「硝酸態窒素及び亞硝酸態窒素」を「亞硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亞硝酸態窒素」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。
に改正する。

本則の表第三号を次のように改める。

（三）母子父子寡婦福祉資金特別会計一山梨県母子父子寡婦福祉資金の運用管理 一

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改める。

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第四十三条及び第一百十一条第二項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」

に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

（山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例の一改正）

十五条号の一部を次のように改正する。

第十七条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母

子・父子自立支援員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の山梨県特別会計設置条例本則の規定により設置された母子寡婦福祉資金特別会計の經理は、この条例の施行の日以後においては、同条の規定による改正後の山梨県特別会計設置条例本則の規定により設置される母子父子寡婦福祉資金特別会計において行うものとする。

山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六十三号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六十三号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
山梨県条例第三十六号の一部を次のように

改正する。

別表第六の十一の項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、「又は」を「又は」に改め、同表十二の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六十四号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号の二中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加え、同条第二項中「その事業が行われる場所（政令第七条の三の五に規定する場所をいう。）」を「恒久的施設（法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいす。）」に改め、同条第四項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第二十二条の二第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

四千万円を超える金額	百分の四十五
------------	--------

第二十九条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第三十条第三項中「除く。」の下に「又は百四十四条の三第一項（同法第百四十四條の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第三十七条第二項中「第七十二条の二十三第二項から第四項まで」を「第七十二条の二十三」に改める。

第三十七条の二第一項中「第二十二条の七」を「第二十二条の六」に、「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

附則第六条第一項第二号ハ中「第十条の五の四」を「第十条の五の五」に改める。

附則第六条の二第二項第二号中「第九十五条」の下に「若しくは第一百六十五条の六」を加える。

附則第十二条の十一中「百分の五・八」を「百分の四」に改める。

附則第十二条の十二第一項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

附則第十二条の十五の三中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の一・一」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

附 則

（施行期日）この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条第一項第二号ハの改正規定及び次条第一項の規定 平成二十七年一月一日

二 第二十二条の二第二項第一号の表の改正規定及び次条第二項の規定 平成二十八年一月一日

三 第十六条第二項、第三十条第三項、第三十七条第二項及び第三十七条の二第一項の改正規定並びに附則第三条第二項及び附則第四条第二項の規定 平成二十八年四月一日

四 附則第六条の二第一項第二号の改正規定及び次条第三項の規定 平成三十年一月一日

五 第十六条第四項の改正規定（「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える部分に限る。）マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日
（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（以下この条例から附則第四条までにおいて「新条例」という。）附則第六条第一項第二号ハの規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十二条の二第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第六条の二第一項第二号の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

第三条 新条例第二十九条並びに附則第十二条の十一及び附則第十二条の十二の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十六条第二項及び第三十条第三項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第十二条の十五の三の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十七条及び第三十七条の二の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六十五条号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電気事業に附帯する事業

事業の名称	規模
小規模水力発電事業	各発電設備の最大出力の合計が一、三〇〇キロワットを超えない範囲内において管理者が別に定める。

この条例は、平成二十六年九月一日から施行する。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六十六号

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「山梨県立かえで支援学校 山梨県甲府市」を「山梨県立かえで支援学校

山梨県甲府市

台学園 山梨県笛吹市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六十七号

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例を廃止する条例
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成二十六年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。